

「聖籠農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」

聖籠町公告第 6 8 号で公告の、聖籠農業振興地域整備計画の変更案について、町の住民は、令和 8 年 1 0 月 5 日（注：縦覧期間満了の日）までに、下記により町に意見書を提出することができる。

記

1 意見の提出先及び問い合わせ先

聖籠町役場 産業観光課

聖籠町大字諏訪山 1 6 3 5 番地 4

電話 0 2 5 4 - 2 7 - 2 1 1 1 （問い合わせ用。電話による提出はできません。）

FAX 0 2 5 4 - 2 7 - 2 1 1 9

Eメール sankan@town.seiro.niigata.jp

2 意見書の提出にあたっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口への持参又は郵便、ファックス、電子メールのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは、住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

(3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人の情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公表します。

(5) その他

聖籠農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。